

あさがお通信

2011/07/01発行
大津市浜大津3-2-4
NPO法人 あさがお
VOL. 25

理事長挨拶

第三者後見と専門性

暑い日が続きますが、如何お過ごしでしょうか。また、平素は当法人の活動にひとかたならぬご協力、ご尽力を賜り、有難うございます。

さて、当法人は100人を超える方々の後見人等に選任されております。実際の後見実務を行うのは、相談員であり、社会福祉、特にケースワークに関しての専門性を有しています。担当相談員が、他の相談員とも協議しながら、実務を行っています。さらに、必要があれば、適宜、法律家、医師等社会福祉以外の専門家の助言を受けることも出来る体制も整っているのですが、特に方針を定めるのが難しいケースでは、相談員に加え、外部の社会福祉の専門職、医師、法律家等出席のもと、支援検討委員会を行っています。私もこの委員会に出席しておりますが、私のような法律家には、本人の権利擁護のために福祉の視点から出される意見は非常に参

考になります。また同じ社会福祉の専門家であつても異なる視点からの意見もあり、集团的に討議をすることの重要性を改めて認識させられます。

財産管理面では会計処理を専門に行う事務局が担当し、また見守り活動をより充実させる地域支援員の存在も併せて、このような仕組みが、後見実務の質を担保していると考えています。そして、当法人と同じような団体が県内、そして全国各地に出来ればと思わずにはいられないのですが、実際には、財政基盤等の問題からそうはなっていないのが現実です。

今、第三者後見の担い手として市民後見人が脚光を浴びています。何故市民後見人なのかという点については、様々な議論がなされていますが、なかには専門職後見人が足りない、報酬を伴うから市民後見人という意見もあると聞きます。しかし、それは議論の方向性が違うように思います。これを機会に、本人の権利擁護のために第三者後見人に求められるものは何か、あるべき後見を実現するためにはどのような制度

が必要なのかについて、活発な議論がなされればと思うこの頃です。



第7回通常総会を開催しました!

第7回通常総会が、5月14日(土) 13時30分から明日都浜大津5階大会議室で開催されました。総会は、竹下育男理事長挨拶のあと、議長に永芳明氏を選任し、4つの議案を慎重審議いただきました。その結果は次のとおりです。

第1号議案 平成22年度事業報告、第2号議案平成22年度決算の承認については全員一致で、第3号議案 平成23年度事業計画(案)、第4号議案平成23年度事業収支予(案)についても全員一致で可決承認されました。前述のように、総会において全議案承認いただいたことにより、今後あさがおの健全な発展を目指し全職員が一丸となって頑張っていきます。



新職員紹介

地域支援員養成専門講座を終了された方の中から、3名の方が新しく地域支援員として、あさがおに加わりました。

片木 貞子さん



支援に携わる事になり、改めて仕事の重要性を再認識しています。ご指導宜しくお願いします。

篠塚 淑子さん



笑顔でお話して頂けるように心掛けたいと思います。初心者マーク付きですが、宜しくお願いします。

長友 善勝さん



行先不安定な今こそ、草の根福祉の輪を広げる時だと思います。支援員の仕事も、その一環として大切にしたいと思います。

地域支援員活動を振り返って

新しく3名の方が地域支援員に加わり、現在の地域支援員数は、10名となりました。今回は、こちらの3名の方に地域支援員の活動を振り返ってもらいました。

川合 玲子さん



被後見人がその人らしく生きるために、何をするかを活動の中で考えてきました。今、絆に注目が集まる中で、それが私にとつての絆作りです。

平尾 友子さん



短い時間ですが、利用者の思いを大切に寄り添いながら、その人らしい生活の実現に向けて支援をしたいと思っています。

森田 定雄さん



地域支援員として1年が経ちました。利用者の方々と接し勉強をしながらの無我夢中の1年でした。

高齢者虐待防止シンポジウム 案内!!

10月27日(木)13時30分より、ピアザ淡海3階大会議室で開催予定です。
今回のテーマは、「みんなでまもろう!あなたも家族も!~養護者支援の視点から~」です。
虐待問題は、認知症高齢者だけが支援の対象なのではなく、その高齢者を自宅で介護する養護者(家族)への支援も必要です。養護者に対して、周囲にいる人たちは何ができるのか、それを市民の皆様と一緒に考える機会を提供できればと思っております。

後見活動日記



A子さん、94歳。

幼少のころ、他家に養女に出され、厳しいしつけを受けながらいぶん苦勞をされたといいました。その辛抱強さを生涯持ち合せていたに違いありません。病気になり入院し、入院費と自宅アパートの家賃、二つの負担が生じました。やむなくアパートの契約を解除しました。家具や荷物を預かってもらうところもなく、Aさんと後見人で処分しました。シヨックは隠せませんでした。それでも前を向いて歩こうとされていきました。新しい施設にも自らなじむよう努力されました。Aさんの口から最後まで愚痴は聞かれませんでした。

B男さん、89歳。

妻と二人で商売を切り盛りしてきました。子供がなく、養子を迎え入れましたが、その子も20歳を目前に事故死。妻が亡くなってからは一人で妻と子の位牌を守ってこられました。認知症となり、自宅に閉じこもる

日々が続き、発見された時は動けない状態となっていました。老人保健施設から特別養護老人ホームへ。生来の明るい性格で周りの人々を和ませてくれました。その後脳梗塞を発症し、寝たきり、言葉も話せなくなりましたが、声かけに精いっぱい満面の笑顔で応えながら周囲の人々を照らし続けてくれました。

C子さん、87歳。

アパートで一人暮らしでしたが、知人に年金を搾取され、成年後見の申し立てとなりました。夫も子もいませんでしたが、一人暮らしとなったのには理由がありました。その理由を、Cさんは自らの不始末として受け止めておられました。後見人が就任してからは自分の年金を自分のために使うことができるようになりました。一個のおまんじゅう、アンパンに感謝されつつ、「ありがとう。ありがとうございます。」と頭を下げられた姿が印象に残っています。

D子さん、90歳。

息子二人の仲たがいから遺言状を作成されました。二人ともDさんにとってかけがえない息子たちです。公平に遺産を分けてほしい。その強い思いからでした。最後に「こ

の先、兄弟二人が仲良く協力し合って生きていってほしい。」と結ばれました。

E子さん、88歳。

若いころ両親に背いて家を出られました。そのことを悔いてはいない、でも、両親には悪いことをしたと話されていました。以前から「危篤状態になっても、親族には連絡しないでほしい。」とおっしゃっていました。しかしその日を迎えたとき、「連絡しなくていい。」に変わっていました。その願いに背いたことになったでしょうか。それとも応じたことになったでしょうか。連絡を受けた親族は涙声で感謝の言葉を述べられました。

あさがおが後見人として担当させていた方々。この夏までに40名が他界されました。大正に生まれ、昭和で働き、平成で幕を閉じた方たちがいました。それぞれの最後の日々は豊かで、穏やかであつたでしょうか。



あんな話 こんな話

第1話

あさがお通信今月号より、「あんな話 こんな話」と題して、様々な業界で活躍されている方のコラムを掲載していきます。今月は、あさがお職員で、元・滋賀県立消費生活センター相談員の椋田芙規子氏に依頼しました。

いつも明るくて前向きに生きるA子さん（78歳）宅を訪問すると、得意そうに笑顔で、こう話しました。「街を歩いていると『今日午後2時から会場へ来たなら色々なものももらえるよ』と入場券を渡されました。行くと大勢の人が来ていて、時間になると、話の上手な若い男性2人が、漫才のかけ合いのように面白くて楽しい話で座を盛りあげ、早く手を挙げた人に商品が無料でくれるのです。明日は、B子さんを誘って行くつもりです。」
どうやらA子さんは、SF商法（催眠商法）に夢中の方ようです。でもSF商法では、誰かが犠牲に



なり、その会場で配られた無料商品の代金を支払わされるのです。「その日、身体のどこかが悪くて手を挙げるのが遅れた人や耳や眼の悪い人などが、皆が手を挙げなくなると、やっと手を挙げ犠牲者になるのです。」言わば弱い者いじめではないでしょうか。私の説明を真顔で聞いてくれたA子さん「B子さんを誘わないし、私も行かない」ときっぱり。安心して退去しました。

書籍紹介



『こんなときどうする障害者虐待対応マニュアル 事例集+マンガ』

発行：NPO法人P a n d A - J

『相談を受ける側がどのように受け止めるかによって、その後の展開は大きく変わってきます。』と冒頭に記されています。何を虐待と捉えるべきなのかをわかりやすく示してもらえており、障害者虐待防止法が成立した今、私たちがなすべきことを考えるきっかけになる書籍だと思います。

今月の一句

紫陽花に景気の色を聴きに行く

純坊

*****あさがおの会員を募集しています*****

私達の活動に賛同・支援していただける個人・法人の会員を募集しています。

個人 入会金 1,000円 年会費 5,000円

法人 入会金 10,000円 年会費 50,000円

お問い合わせは 077-522-0799 まで